

平成 28 年度兵庫県環境審議会大気環境部会(第 3 回) 会議録

日 時 平成 29 年 1 月 20 日(金)15 : 00～

場 所 ラッセホール 5 階 サンフラワー

議 題 (1) 「兵庫県地球温暖化対策推進計画」(案) について
(2) その他

出席者	会 長	鈴木 胖	部 会 長	西村 多嘉子
	委 員	足立 誠	委 員	河原 一郎
	委 員	小林 悦夫	委 員	近藤 明
	委 員	堂本 艶子	委 員	吉武 邦彦
	特 別 委 員	住友 聰一	特 別 委 員	新澤 秀則
	特 別 委 員	福永 征秀	特 別 委 員	森山 正和
	特 別 委 員	山根 浩二		

欠席者	委 員	足立 光平	委 員	大久保 規子
	特 別 委 員	小谷 通泰	特 別 委 員	山村 充

欠 員 なし

説明のために出席した者の職氏名

環 境 管 理 局 長	春名 克彦	温 暖 化 対 策 課 長	小塩 浩司
温暖化対策課副課長兼推進班長	吉村 陽	温暖化対策課計画班長	森田 敬祐

その他関係職員

会議の概要

開 会(15 : 00)

- 冒頭 春名環境管理局长から挨拶がなされた。
- 森田温暖化対策課計画班長から委員 12 名の出席があり、兵庫県環境審議会条例第 6 条第 5 項の審議会成立要件を満たしているとの報告がなされた。

審議事項

議題(1)「兵庫県地球温暖化対策推進計画」(案)について

審議の参考とするため、事務局(温暖化対策課長)の説明を聴取した。(資料1～2)

(主な発言)

(新澤委員)

27 ページの表「工場・事業所の温室効果ガス排出抑制制度の概要」にある排出抑制計画・措置結果報告制度について、主な対象がエネルギー使用量が原油換算で1,500kL/年以上とこれ未満の場合で内容がほとんど変わらないがこれで間違いないのか。

(温暖化対策課副課長兼推進班長)

工場等が稼働後に計画を作成し報告する制度だが、平成26年度に条例を改正し、1,500kL/年以上については事業者単位で結果を公表することとしている。また、従来より条例対象事業所の措置結果等を県でとりまとめて公表することとしている。条例改正により小規模の事業所についても報告対象としたが、事業者ごとの公表は特に定めておらず、県で集計して取りまとめ公表することとしている。計画を作って措置結果を報告する点は同じだが、公表制度に違いがある。

(新澤委員)

そういった違いが分かるように表に記載すること。

また、本文にはエネルギー使用量が多い事業者は報告の提出が義務付けで、少ない事業者は指導するとあるが、そういった部分も相違点ではないのか。

(温暖化対策副課長)

500～1,500kL までの事業所については条例の中で報告を義務付けているが、500kL 未満の事業所については要綱に基づいて自主的に提出してもらうこととしている。

(新澤委員)

本文と表の内容に齟齬があるので誤解のないように書き方を工夫してほしい。

また、同ページの新たな基金のスキームが少し分かりにくい。クレジットを受け取って県内事業者がどう使うのか。また、これまでにJ-VERに関わったことがあるが、ダブルカウントしてはいけない等とても内容が難しい。省エネは経費の節減になるので、放っておいても事業者は取り組む。それに対しクレジットを発行するのはおかしいので、追加的削減にだけクレジットを発行することとなる。これが非常に難しいと思うが大丈夫か。

また、P28 冒頭の内容との関係も分かりにくい。

(温暖化対策課長)

P28の冒頭には、すでに実施しているCO₂削減協力事業について記載している。大規模事業者が中小事業者に技術の支援やボイラーを新しくする等の取組を実施し、そこで削減できたCO₂を大規模事業者の削減分とする、一対一の関係で事業者のマッチングをしてきた事業である。ただ、大規模事業者と中小規模事業者が一対一でマッチングすることは難しく、機能はしているが件数がなかなか伸びず、それほど普及できなかったという反省点がある。この事業については従来通り維持はしていきたいと考えているが、今回創設する基金は単にボイラーの補助や技術の移転だけでなく、森林整備等の企業のイメージアップに繋がるような様々な事業に展開できると考えており、基金を通じて一対一ではなく多対多のマッチングをしていくという趣旨である。

また、クレジットについては希望があればということで、逆に基金に拠出することで、企業のイメージアップに繋がればそれで良いし、森林整備に使って欲しいということであればJ-クレジットの制度に当てはまる形の森林整備を行って、それにより発行されるクレジットを基金の拠出者に対してフィードバックする。そこに行政が関与すると委員が仰るように非常に手間が掛かるので、基金を管理する公的な場所が代行してクレジットを拠出者にフィードバックすることが可能なシステムにできないかと考えている。

(小林委員)

先ほどの説明は文章とマッチングしていない。P27の「また、基金拠出事業者等にはCO₂削減分をクレジット化してフィードバックする」という文章はおかしいので修正されてはどうか。「また、上記の事業を行うことによってCO₂削減量が発生した場合は、それをクレジット化して基金拠出事業者等に対してフィードバックする」とすべきだと思う。実際にJ-VERや、J-クレジットの場合は逆の書き方をしている。森林整備や省エネ機器の導入等をした場合、その分に対してクレジットを付与し、事業者はそのクレジットを売買することができる。大企業等はそれを購入することで、自社の削減量としてカウントできる。J-VER等ではこのように書いている。できればその書き方に合わせた方が良いと思う。

(温暖化対策課長)

工夫させていただく。実際に事業者から自己負担でできることはすでに実施しているにも関わらず目標を作成し削減しなければならないという意見があることや、中小規模事業者と大規模事業者が一対一でマッチングするためにCO₂削減協力事業に参加してもらうことが実際には難しいということがある中で、基金を使えば支援しやすいのではないかとこの話があったので提案している。クレジットについては厳密に運用する必要があると考えているので工夫していく。これについては希望があればという形のクレジットにしたいと考えている。

(小林委員)

仰りたいことは分かるが、この書き方では基金を創設して拠出してもそれに伴うクレジットが発生しなければ、拠出者は基金の出しっ放しになってしまう。実際には拠出した金額に見合うクレジットが発行されなければ意味がない。順番が前後しているように感じる。

(温暖化対策課長)

投資対象はCO₂を削減する取組になるので当然クレジットが発生すると思う。ただクレジットを取得するのにもある程度の労力がかかるので、企業が基金を拠出しながらクレジットは必要ないとした場合は、拠出者の希望に合わせるという要素は残したいと考えこのような書き方をした。工夫が必要ということで対応する。

(新澤委員)

例えば、排出抑制計画・措置結果報告制度の中で反映できるとするのか、自治体の独自の取組を反映可能とするか分からないが、クレジットをもらってもメリットがなければいけないと思う。

(温暖化対策課長)

独自のクレジットとするのではなく、ここで発行するクレジットはJ-クレジットに申請してもらうので、県の削減にも使えるし、もしいくつか事業所があれば別のところで使うことも可能にしたい。

(足立委員)

これは現在拠出者に対するクレジットとしているが、中小企業の省エネ機器を導入することに基金が使われるのであれば、どの程度の基金造成があって中小企業の導入にどう関係するのかが分かりにくい。

(温暖化対策課長)

金額についてはまだ想定できない部分があるが、新年度以降に県条例等で基金を造成したいと考えている。そこにどれだけの拠出があるかはまだペンディングである。

(新澤委員)

J-クレジットのデータを実績として掲載すれば良いのではないか。

(小林委員)

調べた訳ではないが、J-VERでは府県J-VERを乗せることができた。つまり本来の国のJ-VERに持って行かなくても、J-VERの制度をそのまま府県でクレジットを管理することが

できた。J-クレジットも同じ制度になっていれば問題ないのだが。

(温暖化対策課長)

我々はJ-クレジットに統合されたと認識しているので、その機能はあると思う。府県版の取扱いについてはよく理解していないが、J-クレジットなら県内の流通はもとより、国内で流通が可能であると理解している。

(小林委員)

要するにクレジットをどこが管理するかという問題。先ほど申し上げたようにJ-VERの時は国が管理していたが、府県単独でもクレジットを管理できた。これがJ-クレジットにも移行されていけば問題ないが、国単独での管理となっていればこの制度は難しくなる。

(温暖化対策課長)

既存の制度も念頭に置いて工夫したい。

(河原委員)

施策展開の課題の部分で3点程指摘したい。まずP25の方針1の運輸部門について課題が2点書かれている。1点目は燃費を改善すること。2点目はCO₂排出量の少ない公害対策車を導入することが挙げられているが、3点目として如何に車の走行量を減らして効率化するかということも項目に加えてみてはどうか。

また、それに対する対策としてP31にフィーダー交通の充実とあるが、この文言は一般には普及していないと思うので、用語解説に加えられてはどうか。

次に、P25の施策展開の課題の方針2について、太陽光発電と風力発電の項目の両方に天候による発電量の急激な変化が課題として挙げられているが、これに対して県として何か取り組めるのであれば対策を加えてはどうか。例えば、出力の揺らぎを押しやるために大型の蓄電池を導入することや、バイオマスを用いて出力を調整すること等が考えられると思うが、それらをあわじ未来島構想等に組み込めれば良いのではないかと思う。

最後に、P26の方針4の県産木材の一つ目の項目について、取組と課題が混同して書かれている。ここであえて取組まで書く必要はないと思う。この文章では森林の伐採・搬出コストの低減の部分が課題だと思うが、その部分だけ書かれた方が分かりやすいと思う。

(温暖化対策課長)

用語解説については対応させていただく。太陽光発電と風力発電について不安定な電源であるというのは仰るとおりで、対応できないのではないかというのがご指摘かと思う。ただ風力発電は陸域よりも洋上の方がより大きな風力が得られるということもあり、そういった方面への再エネの展開が今後の課題ではないかと考えている。方針の書き方について

ては取組と課題という観点から修正させていただきたい。

(住友委員)

P25の太陽光発電のところ、先ほど仰った風力発電と太陽光発電は自然環境に非常に影響を受けるということは分かるが、太陽光発電の課題の一つ目に「適地の減少等による導入ペースの鈍化」と挙げられているが、休耕田等の未利用地等の適地がまだまだ残っている。農地法による障害があるのかもしれないが、雑草まみれの田んぼや未利用地はまだまだあると思うのでそれらの活用法が具体的にあれば良いと思う。

また、「自然環境等への影響の懸念」とあるが、メガソーラーのように太陽光パネルを広く設置したときに、最近反射光等の問題もあるが、調査等でその下の土地に対する影響が明らかになっていないのか。もし明確になっているのであれば、それに対する対策を書けば良いのではないか。

(温暖化対策課長)

委員の仰るように太陽光発電の適地は探せばたくさんあるのではないかとということがこれからの課題だと考えている。我々はこれまで埋め立て地や工場の未利用地、土砂の採集跡地等の導入しやすい大規模な土地を中心に取り組んできたので、それらの適地はどんどん減少している。ただ、委員が仰った休耕田等の土地でのソーラーシェアリング等、新たな切り口で探せば適地はあると考えている。今後は新たな提案について補助・支援を行うような事業展開を行い、この流れを克服していきたい。

自然環境への影響については、まだまだ知見が足りない部分があるので今後とも研究しなければいけないと考えている。特に太陽光発電については、地域の山の斜面を削って設置する太陽光パネルによる景観や防災、地域との軋轢等の面で問題も出てきており、様々な調整をしながらうまく地域と調和した形の太陽光発電を普及していくことが課題であると考えている。これらに留意して課題解決の施策を打ち出していきたい。

(新澤委員)

P35ページのまちづくりの部分について、P23の方針の所ではコンパクト化と書かれているが、P35の具体的な取組の部分では個別的なことばかりになっていてコンパクト化が消えてしまっている。エコまち法の低炭素まちづくり計画の取組がこれに該当するが、その他に都市再生特別措置法が昨年改正され、立地適正化計画の作成が市町の役割となっている。これこそまさにコンパクト化を目的とした計画で、温暖化対策は目的としていないがこちらの方がパワフルではないかという印象を持っている。また、農村では集落は分散させながら、中心的機能は一カ所にまとめる地域再生法という法律もある。このように様々な法律で方向性ははっきり出ており、計画期間の2030年度までにはなかなか成果が出ないかもしれないが、計画の中に書き込めないか。温室効果ガス削減目標の▲26.5%の内訳にはこ

れらが全く入っていない。その他の項目にもその他のガスのことしか入っていないと思う。計画というものは回を重ねるごとに少しずつ進化しなければならない。数値目標的なものが書けないか。環境省のウェブサイトでは人口密度と一人当たりの炭素の排出量との関連のグラフ等が出てくる。計画を作れば簡単に計算してくれるツール等もあるので、今の段階で言うのは遅いかもしれないがもう少し書き込めないか。

(温暖化対策課長)

委員のご指摘は、大きなタイトルを打ち出している割には個別施策が形になっていないものが多いということだと思う。大きなまちづくりの部分で取り組んでいる部分もあるので、県施策の都市の低炭素化の部分でもうすこしコンパクトなまちづくりの部分に関する記載ができないか検討したい。

数値目標の書き方については、もう少し研究させてもらいたい。

(山根委員)

P31のエコドライブの推進について、ここだけタイトルに括弧書きが使われている。括弧書きの内容は本文の「エコドライブ」の後ろに付記した方が体裁が整うのではないか。また、不適切なアイドリングストップによって事故を起こす場合もあるので、アイドリングストップと唐突に書かずに括弧内のアイドリングストップの前に「適切な」と表記すべき。

(温暖化対策課長)

訂正させていただく。

(福永委員)

P31の低公害車の普及について「普及に向けた充電設備・燃料供給設備等のインフラ整備を促進する」とあるが、天然ガス自動車についてはここ十数年スタンドが増えていない。運輸・トラック業界においてはこの度大型ガス車も出ているので、具体的にどのような状況まで持って行くのか目標値を示す必要があるのではないか。

(温暖化対策課長)

ここでは基本的な方向性を示しているなので、個別のスタンドの増加については、各課で所管している個別計画の中で、電気自動車や燃料電池自動車に偏ることなく、天然ガス自動車についても、きちんとした方策を考えていく。数値目標についてはその中で検討させていただきたい。ここに個別の目標を書きすぎると計画そのものがこの中に収まりきらなくなるのでそのように対応したい。

(近藤委員)

業務部門と家庭部門が国の目標からさらに一割ほど増やしているとのことだが、P19の県の主な削減対策を見ると国の内容とオーバーラップしていてそれほど違いが見えない。恐らく業務部門と家庭部門は国でも非常に大きい削減を見込んでいる中で、ここからさらに10%削減することに対して本当にできるのか疑問に思う。そこについては、基金等による取組が何かあるのか。

(温暖化対策課長)

県としては特に家庭部門において県や協会などで補助・無利子融資等を積極的に実施したいと考えている。今般協会で新たな補助事業について協議しており、県でも低利融資を検討している。これらを引き続き継続して家庭部門・業務部門の上積みを図っていきたいと考えている。特に業務部門については新たに県条例で指導・助言ができるようになっており、現在ようやくそれが浸透してきたという状態なので、今後オフィス部門への省エネセミナー等の指導・助言により関与を深めていきたい。

閉 会(16:10)